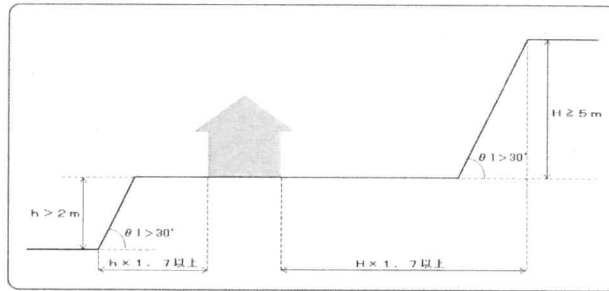


# がけ地近接等危険住宅移転事業について

がけ地付近の対象区域内からの移転に対し、国・県・市で補助金を交付します。

- ◎ 次のいずれかの区域にあり、区域に指定される前から建てられている住宅が対象です。

## 広島県がけ条例建築制限区域



上がりH ≥ 5 m  
30° 以上  
下がりH ≥ 2 m

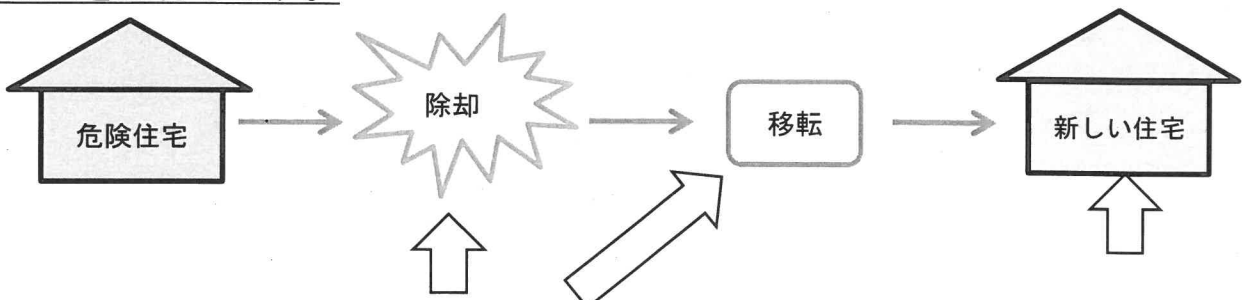
## 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

※基礎調査が完了し、レッドゾーンに指定される見込みのある区域含

## 急傾斜地崩壊危険区域

住宅建築後に地震・台風等で移転勧告・避難勧告等を受けた住宅  
事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域

- ◎ また、建築後に大規模地震、台風等で移転勧告、避難指示、避難勧告、是正勧告等を受けた住宅も対象です。
- ◎ 対象区域にある建物の除却費と、移転先の住宅購入のための借入金の利子に対し、補助金を交付します。



① 除却費・移転費に対する補助額の上限  
97万5千円

② 借入金の利子に対する補助額  
1戸当たり 722万7千円  
・建物：457万円  
・土地：206万円  
・敷地造成：59万7千円  
※東広島市は特殊土壌地帯に該当